

仕 様 書

1 車種

軽自動車（乗用、ガソリン）、5ドア、4人乗り

2 規格

- (1) 総排気量 650 C C 以上
- (2) 駆動形式 四輪駆動
- (3) ミッション形式 オートマチックまたは C V T
- (4) 全長 3,395mm 以上
- (5) 全幅 1,475mm 以上
- (6) 全高 1,475mm 以上
- (7) 色 ホワイト系又はシルバー系
- (8) 排気ガス・燃費基準 平成 17 年排出ガス基準 75%低減レベル以上かつ令和 2 年度燃費基準 20%超過レベル以上を達成

3 装備（借受け期間中 1 台につき）

- (1) A B S
- (2) エアバッグ（運転席・助手席）
- (3) エアコン
- (4) パワーステアリング
- (5) パワーウィンドウ
- (6) リヤワイパー
- (7) キーレスエントリー
- (8) A M / F M ラジオ
- (9) 夏タイヤ及びスタッドレスタイヤ（必要に応じて交換）
- (10) ワイパーブレード及びスノーワイパーブレード（必要に応じて交換）
- (11) スペアタイヤまたはパンク修理器具
- (12) スノーブラシ
- (13) スノーヘルパー
- (14) ヘッドレスト（前席）
- (15) フロアマット
- (16) 標準工具一式
- (17) ドライブレコーダー（前方及び後方撮影可）
- (18) その他、上記に記載のないものについても、機能上当然必要なものは装備すること

4 借受け台数

9 台

5 契約期間

令和 3 年 2 月 1 日～令和 6 年 1 月 31 日（36 カ月）

ただし、札幌市は、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る歳出予算について削除又は減額があった場合には、この契約を解除することができる。

6 履行（引渡）場所及び車両配置

札幌市中央区役所、札幌市東区役所、札幌市白石区役所、札幌市厚別区役所、札幌市豊平区役所、札幌市清田区役所、札幌市南区役所、札幌市西区役所、及び札幌市手稲区役所の各市民部に1台ずつ。

納車場所の詳細については、札幌市の指示に従うこと。

契約期間中配置を変更する場合がある。

7 保険加入等

(1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険については、車両所有者の負担とする。

(2) 車両所有者は、以下の任意保険（年齢無制限）に加入するものとする。

ア 対人保険 無制限

イ 対物保険 無制限（免責額なし）

ウ 搭乗者保険または人身傷害保険 1名につき、1,000万円以上

エ 自損事故傷害 1名につき、1,000万円以上

オ 無保険者傷害 1名につき、20,000万円以上

カ 車両保険 時価（免責額なし）

（自損、盗難等においても全額免責。札幌市の負担が一切ないもの）

キ 交通事故賠償関係示談サービス付

ク ロードサービス特約付

ケ 公用車割引適用

コ フリート割引適用

(3) 車両所有者は、任意保険証書の写しを車検証に添付すること。

8 維持管理

(1) メンテナンス契約とし、必要とする経費のうち、賃借料を除いては、燃料代及びパンク修理代のみを札幌市の負担とし、これら以外は車両所有者の負担とする。

(2) ウィンドウォッシャー液については、車両所有者が各車両に予備を搭載し、必要に応じ追加すること。

(3) 自然磨耗・故障等は、札幌市の指示に従い車両所有者が交換・修理等を行い、常に良好な状態に保つこと。

(4) 車検及び定期点検（最低6か月毎）並びに修理は車両所有者が確実に行い、オイル等油脂類は十分に補充すること。

(5) 定期点検、故障・事故修理、車両盗難の際は、車両所有者が同等条件の代替車を用意すること。

(6) 夏タイヤ・スタッドレスタイヤの保管については、車両所有者が行うこと。

(7) 夏タイヤ・スタッドレスタイヤの組替えに当たっては、車両所有者が日程の調整を行い、札幌市の指示に従うこと。

なお、使用期間は新品から3年間を最長とし、当該期間に満たない場合でも安全走行に耐えない磨耗または劣化が認められる場合にはすみやかに交換を行うこと。

(8) 車庫証明等登録に係る事務については、車両所有者が行うこと。

(9) 車両配置の変更に伴う車両の移動及び車庫証明等登録に係る事務については、車両所有者が行うこと。ただし、事務等に係る経費は、札幌市の負担とする。

9 リース車両全損時の扱い

当該車両に係る契約は解除し、滅失分の台数、金額を減じたうえで改定契約を締結する。その際、途中解約に係る精算は一切行わない(過失の有無に関わらず)。

10 登録費用及び租税公課

登録費用及び租税公課については車両所有者の負担とし、登録に必要となる諸手続(車庫証明等を含む。)についても車両所有者が行うこととする。

11 租税公課・リース料率変更時の取扱い

リース期間中に租税公課、リース料率に変更が生じた場合でも、リース料金については一切変更を行わない。

12 走行距離

1台当たり年間5,000～10,000kmと想定されるが、これを超過した場合でもリース料の精算は行わない。

13 その他

車両所有者は、札幌市と借受期間満了後における借受物品の処分について必ず協議するものとする。

不明な点が生じた場合は、双方で協議するものとする。